

今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会

議事次第

平成 17年 12 月 12 日(月)

14 : 00 ~ 16 : 00

厚生労働省専用 16 会議室

1. 開 会
2. 局長挨拶
3. 委員紹介
4. 座長選任
5. 議 題
 - 1) 本検討会の検討項目について
 - 2) 歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関するこれまでの経緯
 - 3) その他
6. そ の 他
7. 閉 会

資料一覧

資料1 今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会について

資料2 主な歯科保健施策の推移

資料3 生涯を通じた歯科保健対策の概要

資料4 歯科医師等の資質向上に関する取組みについて

資料5 新歯科医師臨床研修について

資料6 歯科保健医療に関する資料

参考資料1 成人歯科保健対策検討会中間報告書

参考資料2 都道府県及び市町村における歯科保健業務指針

参考資料3 今後の歯科保健医療の在り方に関する検討会意見

参考資料4 健康日本21における歯科保健分野の目標値

参考資料5 厚生労働科学研究(宮武班)の概要

参考資料6 日本歯科医師会の広報活動に対する調査(抜粋)

今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会について

1. 背景及び趣旨

歯科保健医療の分野においては、う蝕の減少・軽症化や歯周疾患の増加といった疾病構造の変化や患者ニーズの多様化に伴い、これまでの治療中心の歯科医療から、8020 運動に象徴されるような疾病予防・健康増進を目指した歯科保健医療にシフトしつつある。国民に対してライフステージに沿った一貫性のある適切な歯科保健医療サービスを提供するためには、今後の歯科保健医療の座標軸を明確にすることが極めて重要な課題となっている。

一方、医療技術の進歩や治療内容の高度化・複雑化を背景に、医療提供の在り方が変化してきており、新たな時代の要請に応じた、患者本位の医療供給体制を確立し、国民の医療に対する安心と信頼を確保することが、我が国の医療政策における喫緊の課題となっている。歯科医療分野においても、平成18年4月より歯科医師の臨床研修が必修化されることとなっているが、歯科医師の更なる資質向上においては、歯科医師臨床研修と連動した生涯を通じた研修の枠組みを構築する必要がある。

このような背景のもと、本検討会は、歯科医療を取り巻く社会情勢の変化等(歯科診療形態の変化・これまでの歯科医師需給対策・女性歯科医師の増加・歯科医療技術の高度化など)を踏まえ、今後の歯科保健医療の在り方を検討するとともに、併せて歯科医師の資質向上の方策、生涯研修の在り方、新たな歯科医療需要を踏まえた歯科医師数の将来予測等について幅広い検討を目的に開催するものである。

2. 検討内容(案)

- 今後の歯科保健医療の在り方について
- 歯科医師の資質向上等に関する方策について
- 新たな歯科医療需要を踏まえた歯科医師数の将来予測について
- 生涯研修の在り方について
- その他

3. 今後の日程

平成17年12月12日(月) 第1回検討会開催

平成18年2月中旬 第2回検討会開催予定

以降、検討状況を踏まえ、随時開催(合計で5~6回)

平成18年上半期を目途に取りまとめ予定

主な歯科保健施策の推移

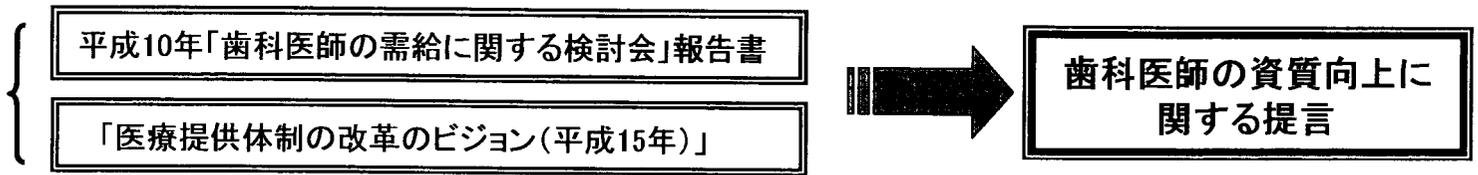
- 昭和 36 年： 3 歳児歯科健康診査開始
- 49 年： 歯科保健問題懇談会報告書提出
- 52 年： 1 歳 6 か月児歯科健康診査開始
- 55 年： 第 1 回全国歯科保健大会開始(以後、毎年実施)
- 58 年： 老人歯科保健調査事業開始(昭和 61 年まで実施)
- 59 年： 将来の歯科医師需給に関する検討委員会中間意見
- 61 年： 将来の歯科医師需給に関する検討委員会が最終意見
- 62 年： 老人保健事業の健康教育、健康相談の重点項目に「歯科」が入る
- 63 年： 在宅寝たきり老人歯科保健推進モデル事業開始
- 平成元年： 歯科衛生士法一部改正 → 歯科衛生士業務に歯科保健指導を追加
成人歯科保健対策検討会中間報告書(8020 運動の提唱)
- 2 年： 保健所における歯科保健業務指針作成
- 3 年： 成人歯科保健対策推進事業開始
歯の衛生週間の重点目標が「8020 運動の推進」となる
- 4 年： 8020 運動推進事業開始
寝たきり老人等に対する訪問口腔衛生指導開始
歯周疾患予防モデル事業開始
- 5 年： 8020 運動推進支援事業開始
在宅心身障害(児)者歯科保健推進事業開始
- 6 年： 歯科技工法が歯科技工士法と改称(歯科技工士法一部改正)
WHO 世界口腔保健年にちなみ世界口腔保健学術大会開催
保健所法全面改正 → 地域保健法制定
- 7 年： 老人保健事業における総合健康診査の検査項目に歯周疾患検診が導入
歯科医師養成のあり方に関する検討委員会報告書
- 8 年： 歯科医師の臨床研修法制化(歯科医師法一部改正)
標榜診療科名に「歯科口腔外科」が追加
母子歯科健康診査および歯科保健指導に関する実施要領
口腔保健と全身的な健康状態の関係についての研究開始
- 9 年： 今後の歯科保健医療の在り方に関する検討会意見
都道府県及び市町村における歯科保健業務指針
歯科保健推進事業(メニュー事業)開始
- 10 年： 歯科医師の需給に関する検討会報告書
- 11 年： 歯科衛生士の資質の向上に関する検討会意見書
- 12 年： 8020 運動推進特別事業開始
老人保健事業における歯周疾患検診を独立した検診として実施
- 13 年： 歯科技工士の養成の在り方等に関する検討会意見書提出
- 14 年： フッ化物洗口ガイドライン作成
- 15 年： 健康増進事業実施者歯科保健支援モデル事業開始

生涯を通じた歯科保健対策の概要

幼児期 学齢期	成人期	高齢期	寝たきり者
主にう蝕予防 対策	主に歯周疾患予防 対策	口腔ケア	
1歳6ヶ月児・3歳 児歯科健康診査 (母子保健法) 就学時歯科健康診断・ 定期歯科健康診断・ 歯の保健指導 (学校保健法) 国の補助事業	40,50,60,70歳歯周疾患検診 (老人保健法) 事業所歯科健康診査 成人歯科保健事業 健康増進事業実施者歯科保健支援モデル事業 かかりつけ歯科医機能支援事業 8020運動推進特別事業	訪問口腔衛生指導 (老人保健法) 障害者等歯科保健サービス基盤整備事業	

歯科医師・歯科衛生士の資質向上に関する取組について

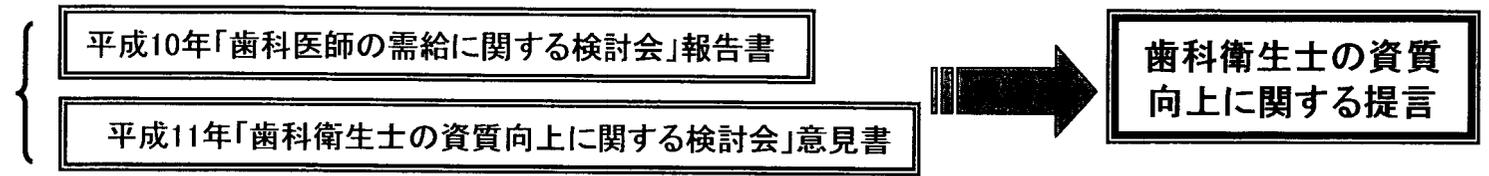
歯科医師



【取組】

- ・ 歯科医師臨床研修必修化 ⇒ 平成18年4月より実施
- ・ 歯科医師国家試験における出題内容や出題形式の見直し ⇒ H12・H16に制度改善を実施
- ・ 歯科医師国家試験における合格基準の見直し ⇒ H16の歯科医師国家試験からより適切な合否基準を導入
- ・ 歯科医師国家試験におけるプール制の導入 ⇒ H17の歯科医師国家試験より導入

歯科衛生士



【取組】

- ・ 歯科衛生士学校養成所指定規則の一部改正 ⇒ 平成16年9月29日公布、平成17年4月1日施行
⇒ 修業年限、教育課程、専任教員の数その他の指定規則を改正

歯科医師の資質向上等に関するこれまでの取り組みについて(概要)

【提言とそれに対する取り組み】

「歯科医師の需給に関する検討会報告書(平成10年)」における提言

意 見	対 策 等
1) 歯科医師の資質向上 ① 歯科医師臨床研修必修化について検討 ② 歯科医師国家試験において、技能評価を行う実技試験を新たに導入 ③ 歯科医師国家試験における出題内容や出題形式についての検討 ④ 歯科医師国家試験における合格基準の見直しや多受験回数者の制限等についての検討	① 平成12年11月第150回臨時国会において、「医療法の一部を改正する法律」成立 歯科医師臨床研修必修化： <u>平成18年4月1日施行</u> ② 平成14年9月に「歯科医師国家試験の技術能力評価等に関する検討会」を立ち上げ、平成16年1月に報告書取りまとめ ③ 平成12年8月「歯科医師国家試験制度改善委員会報告書」取りまとめ (<u>H14試験より実施</u>) 平成16年3月「歯科医師国家試験制度改善委員会報告書」取りまとめ (<u>H18試験より実施</u>) ④ 平成15年6月「歯科医師資質向上検討会」を立ち上げ、平成15年12月に報告書取りまとめ (<u>H16の歯科医師国家試験から新たな合否基準を導入</u>)
2) 歯科医師数の適正化 ① 入学定員の削減と歯科医師国家試験の見直し ② 保険医の定年制	① 平成10年7月厚生省健康政策局長から文部省高等教育局長に対し、歯科大学の入学定員の削減に関し、 <u>協力要請</u>

「医療提供体制の改革のビジョン(平成 15 年)」における当面の取り組み

意 見	対 策 等
<p>① 歯科医師の臨床研修については、平成 18 年 4 月からの必修化に向けて、具体的な検討を進め、平成 15 年度末に取りまとめる。</p> <p>② 歯科医師国家試験の質の向上を図るため、平成 17 年の試験からプール制に移行する。</p> <p>③ 歯科医師国家試験については、出題内容や出題形式等の改善策を講ずる。</p> <p>④ 歯科医師の資質向上の観点から、歯科医師国家試験の合格基準見直しを行うとともに、技術能力評価試験の在り方を検討する。</p> <p>⑤ 歯科医師については、需給調整を図る観点から、引き続き、文部科学省の協力を得て、大学歯学部等の入学定員の削減等を実施する。</p>	<p>① 平成 16 年 3 月に「歯科医師臨床研修必修化に向けた体制整備に関する検討会」報告書を取りまとめ、同年 8 月に「医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会」に本報告書を諮り、9 月に意見書を取りまとめ。⇒ <u>平成 18 年 4 月から必修化。</u></p> <p>② <u>平成 17 年(第 98 回)</u>歯科医師国家試験からプール制を導入。</p> <p>③ 平成 16 年 3 月「歯科医師国家試験制度改善委員会報告書」取りまとめ (<u>H18 試験より実施</u>)</p> <p>④ 平成 15 年 6 月から「歯科医師資質向上検討会」を開催し、歯科医師国家試験の新たな合格基準の見直しを行い、平成 15 年 12 月 12 日に報告書を取りまとめ。 ⇒ その結果を踏まえ、<u>平成 16 年 3 月実施の第 97 回歯科医師国家試験から、より適切な合格基準を採用。</u> 平成 14 年 9 月から「歯科医師国家試験の技術能力評価等に関する検討会」を開催し、歯科医師国家試験の技術能力評価試験（実技試験）の在り方について検討を行い、平成 16 年 1 月に報告書取りまとめ。 ⇒ その結果を踏まえ、国家試験としての客観性を担保するため、現行の厚生労働科学研究を継続するとともに、関係団体等との調整を行い、技術能力試験が実施できる環境を整備していく予定。</p>

歯科衛生士の資質向上等に関するこれまでの取り組みについて(概要)

- 「歯科衛生士の資質向上に関する検討会」意見書(平成 11 年 9 月)

【概要】

1. 今後、業務に従事している歯科衛生士に求められる資質等
2. 歯科衛生士の養成を行う上で今後望まれる対応



- ・ 包括的な知識と技術の修得によるコミュニケーション能力
- ・ 専門的な内容を基にした歯科保健指導に対応できる知識の修得
- ・ 介護技術や社会福祉等に関する知識等の修得
- ・ 地域保健活動への認識と素養



- 1) 歯科衛生士養成施設の教育内容の見直し
- 2) 修業年限の延長
- 3) 歯科衛生士教育に従事する教員の資質向上

- これまでの対応について

- ・ 平成 16 年 9 月 13 日「歯科衛生士学校養成所指定規則の一部を改正する省令(文部科学省・厚生労働省令第5条)」を公布し、平成17年4月1日をもって施行(経過措置期間 5 年)したところ。

【改正の趣旨】

高齢化の進展、医療の高度化・専門化等の環境の変化に伴い、引き続き歯科衛生士の資質の向上を図る必要があることにかんがみ、歯科衛生士の養成課程について、修業年限の延長(2 年以上→3 年以上)、教育内容の弾力化や履修に負担軽減、適正な専任教員の確保等の観点から、修業年限、教育課程、専任教員に数その他の指定基準を改正するもの。

【改正の内容】

- 1) 修業年限の延長(2 年以上→3 年以上)
- 2) 教育内容の改正
 - (1) 教育内容を「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」、「選択必修分野」とすること。
 - (2) 単位制の導入(単位数による規定とし、総単位数は 93 単位とする)
 - (3) 教育内容による規定(教育内容を科目で規定せずに教育内容で示すとする)
 - (4) 教育内容の弾力化
 - (5) 履修科目の免除
- 3) 専任教員の数

■ 新歯科医師臨床研修制度（平成18年度より必修化）

研修目標

患者中心の全人的医療を理解し、歯科医師としての人格を涵養すること
総合的な歯科診療能力を身につけ、臨床研修を生涯研修の第一歩とすること

研修期間

1年以上(原則1年間)

対象

診療に従事しようとする歯科医師
平成18年4月1日以降に歯科医師免許申請を行い、免許を取得した者

実施機関

大学病院(歯科医業を行う病院のみ)
臨床研修施設(指定を受けた病院、診療所)
研修協力施設(研修プログラムに登録された病院、診療所、保健所、社会福祉施設、介護老人保健施設、へき地・離島診療所等)

臨床研修施設の種別

単独型臨床研修施設(常勤歯科医師3名以上の病院・診療所)
管理型臨床研修施設(常勤歯科医師2名以上の病院・診療所)
協力型臨床研修施設(常勤歯科医師2名以上の病院・診療所)
管理型+協力型：臨床研修施設群

実施方法

研修プログラムに基づいて実施(研修プログラムも審査を行う。)

研修歯科医の処遇

労働基準法を遵守

修了の認定

単独型・管理型臨床研修施設の管理者が認定

修了後の手続

歯科医籍に臨床研修修了歯科医師として登録

臨床研修を修了していない歯科医師

病院等の開設者・管理者になれない

